

建設業者の地位の承継（建設業法第17条の2・3）

(1) 制度概要

令和2年10月1日より、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。

改正以前の建設業法では、建設業者が事業譲渡・合併・分割（以下「事業承継」）を行う時には、従前の建設業許可を廃業するとともに、新たに建設業許可を新規申請する必要がありました。この場合、廃業日から新たな許可日までの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていました。

今回の改正建設業法では、事業承継を行う場合は、あらかじめ事前の認可を受けることで、空白期間を生じることなく建設業の許可を承継することが可能になりました。

「建設業者としての地位を承継」とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。

一方、承継においては、建設業法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して課せられるものであるため、当該違反行為については、承継人に承継されるものではない。同様に、相続においては、刑法上の罰は、個人に対して課された刑罰であるから、承継によっても引き継がれない。（国土交通省建設業許可事務ガイドラインより）

(2) 承継の要件

承継の認可を受けるためには、以下の全てに該当していることが必要です。

① 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継先に承継させること

許可を受けている建設業の一部の事業譲渡を行う場合は、被承継人は当該許可を廃業した上で、承継人は再度当該建設業の新規の許可を受ける必要があります。

※ 認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

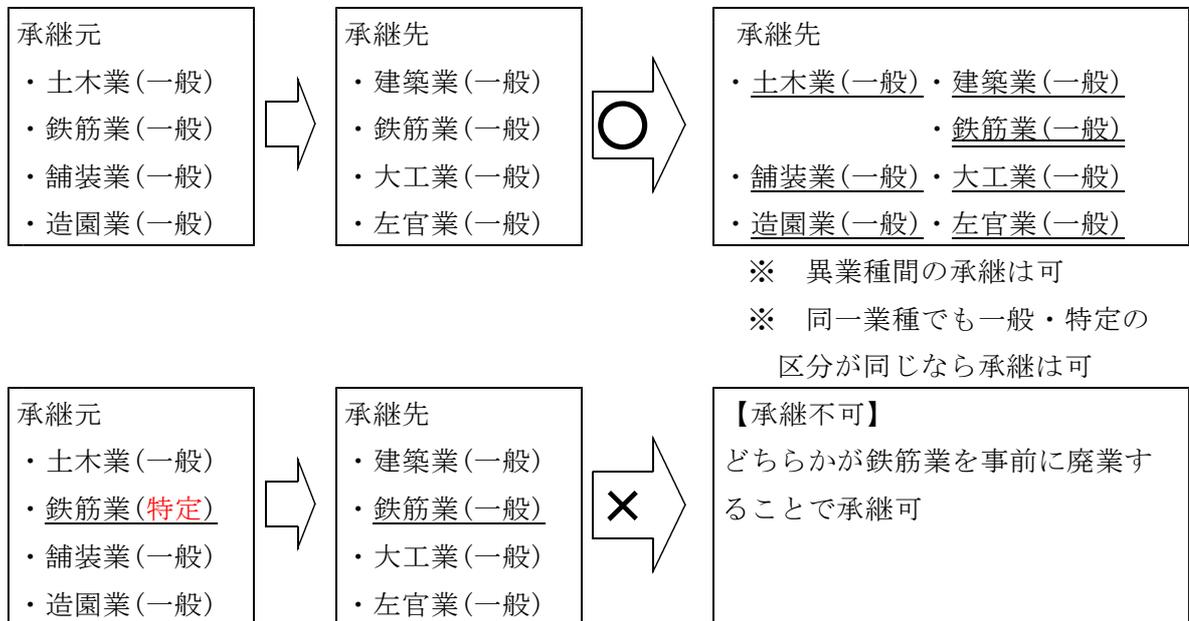
② 承継の事実が発生する前に申請を行い、認可受けること

相続を除き、あらかじめ事前の認可を受ける必要があります、承継の事実が発生した後に遡って認可することはできないため、承継の事実発生日の45日前までには不足書類のない状態で申請を行ってください。

※ 承継の申請を取り下げたり、承継の事実が発生しないことが確定したりした場合、その時点で承継元や承継先が受けていた許可の有効期間が満了している、従前の許可を更新することはできません。

※ 上記期限までに申請が間に合わない場合については、従来の事業譲渡・合併等のスキームで対応いたします。

③ 承継元が一般（特定）建設業の許可を受けている業種について、承継先が特定（一般）建設業の許可を受けていないこと



④ 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たすこと

承継先の業者は、承継後に有することとなる全ての業種について、専任技術者の配置をはじめとする許可の要件を満たす必要があります。

申請時点で承継先が建設業許可を受けていなくても、事業譲渡等によって承継元の役員や従業員が承継先に移ることで要件を満たすことになれば承継は可能です。

(3) 申請の流れ

① 事前相談

認可申請を行う場合は、審査を円滑に実施するために必ず事前に土木部監理課建設業許可係にご相談いただくようお願いします。事前相談なく認可申請をご提出された場合、書類の不備等の補正に時間を要することから、承継の事実が発生するまでに認可ができない恐れがありますので、ご注意ください。

※ 作成書類・提出書類に係る事前相談については、随時受け付けております。

② 申請様式の入手方法

認可申請に関する用紙は、「鹿児島県ホームページ」に掲載しておりますので、ダウンロードして下さるようお願いします。

県ホームページ→事業者の方々→社会基盤→土地・建設業→建設業→事業承継（事前認可）に関する様式について

③ 提出部数

正本 3 部 + 電算入力用紙 1 部（正本以外については、正本の複写でも可）

④ 手数料

不要

⑤ 提出先

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1（行政庁舎14階）

土木部監理課建設業許可係

電話：099-286-3490（直通）

※ ただし、次のいずれかに該当する場合の提出先は、承継後の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局へ申請してください。

- ・ 承継先が既に国土交通大臣許可を受けている場合
- ・ 承継先が既に鹿児島県以外の都道府県知事許可を受けている場合

⑥ 認可

審査が終了すると認可になります。通常、申請書受理後 1 ヶ月から 1 ヶ月半程度の審査期間を要します。ただし、受理された場合であっても、内容に疑義、不備等がある場合はそれ以上の期間を要します。日数には余裕をみて提出するとともに、不足書類があった場合は速やかに提出してください。

(4) 認可の効果

① 許可番号について

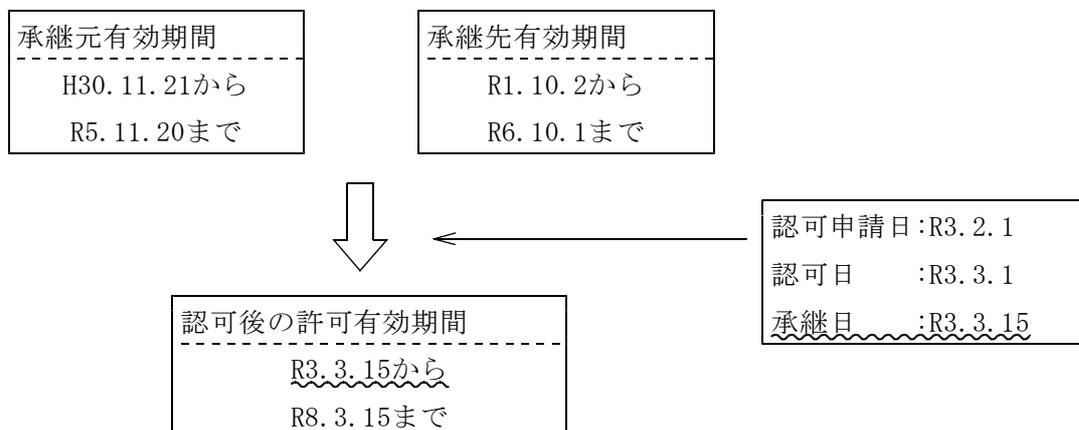
原則として、承継元の許可番号を使用します。

承継前から承継先が鹿児島県知事許可を受けている場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使うかを選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。

② 承継後の許可期間

承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算します。

※ ただし、許可の有効期間は承継の効果発生日から有効です。



(5) その他

内容に重大な虚偽があること、承継予定日に承継が行われないこと、または法期限内に後日提出することを誓約した書類の提出がなされない等の場合、認可申請について、通知書発送前であれば認可の拒否を、発送後であれば認可の取消となります。

(6) 認可後の届出

以下の書類の中で、承継の認可申請時に提出できないものについては、承継の事実が発生した後、期限内に、書類の提出を行ってください（書類が提出されない場合は認可の取消となりますので御注意ください）。

書類	期限
健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	承継の日から2週間
健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険加入の確認資料 (適用通知書等)	
常勤役員等(経管), 専技の常勤性が確認できる資料	
営業所の確認資料	
技術職員名簿	
事務職員名簿	
履歴事項全部証明書	承継の日から30日以内
営業の沿革(様式第20号)【注1】	
所属建設業者団体(様式第20号の2)	
財務諸表(様式第15~17号の3)【注2】	
預金残高証明書	

【注1】「建設業の登録及び許可の状況」欄に、認可の状況について記入が必要となるので、承継の事実が発生した後に提出してください。

【注2】承継の認可申請時に基準日が到来していない場合は、承継の事実が発生した後に提出してください。

(7) 決算変更届の提出について

認可制度を利用した場合における決算変更届の提出要否については以下のとおりです。

1 認可日以前の決算変更届

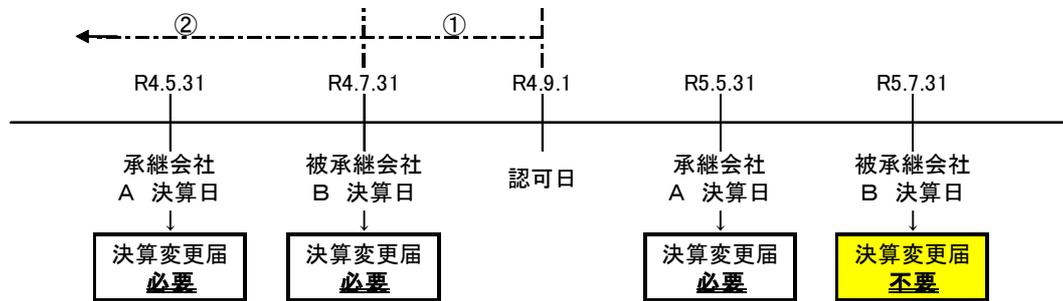
- ・承継会社及び被承継会社それぞれの会社ごとに、決算変更届を提出

2 認可日以降の決算変更届

- ・被承継会社における決算変更届の提出は必要ないが、承継会社の決算変更届を提出する際に、承継会社の決算変更届に、被承継会社の工事経歴書及び直前3年の様式を参考資料として添付して提出

< 具体的事例 >

<前提>
・承継会社 : A ⇒ 5/31決算, 合併日等以降も許可業者
・被承継会社 : B ⇒ 7/31決算, 合併日等以降は許可業者ではなくなる
・認可日 : 9/1



※ ただし, AがR5.5.31の決算変更届を提出する際に, 以下の資料を参考資料として別途作成し, 併せて提出する (AとBを合算して作成しないこと)

- ・ 工事経歴書
⇒ Bの直前の決算日の翌日 (R4.8.1) から認可日 (R4.9.1) の前日 (R4.8.31) まで…①の期間
- ・ 直前3年の様式
⇒ 記載期間は, ①の期間, ②以前3年間分